

社会保険ひろしま

第923号

- 【お願い】 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください
- 【ご案内】 算定基礎届のご提出はお済みですか
- 【お願い】 従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします
- 【ご案内】 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは手続きが必要です
- 年金日より
- 令和7年度健康づくり講座のご案内
- 医療機関・薬局に行かれる際はマイナ保険証をぜひご利用ください
- 従業員様の健診についてお知らせ
- 協会けんぽ広島支部は移転します



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,963	61,013
船舶所有者数		247	322
被保険者数	男性	512,854人	382,259人
	女性	355,345人	273,148人
	船員	3,101人	3,380人

日本年金機構からのお知らせ

お願い 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

社会保険料は、対象月の翌月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)が納付期限です。

社会保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替を利用すると・・・

- ①納付するための移動時間や手間を削減できます。
- ②口座振替を開始した後は、毎月自動で保険料が引き落とされ、口座振替手数料の負担もありません。
- ③社会保険料の還付が発生した場合、自動で振替口座に還付を行うため、手続きが省略できます。

さらに、オンライン事業所年金情報サービスをあわせて利用すると・・・

- ④口座振替をした場合に送付される「保険料納入告知額・領収済額通知書」を、電子データで受け取れるため、郵送より早く確認することができます。

口座振替の手続き方法については、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 算定基礎届のご提出はお済みですか

算定基礎届は、年金記録および将来の受け取りに反映される大切な届書です。

事業主は、原則一年間（9月から翌年8月まで）の標準報酬月額を新たに決定するため、算定基礎届を提出する必要があります。

提出がお済みでない場合はお早めにご提出ください。

提出先：事務センター、所在地を管轄する年金事務所

提出方法：電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参

なお、算定基礎届の様式や記入方法は、日本年金機構ホームページに掲載しています。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お願い 従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします

提出された資格取得届や算定基礎届等により決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等で事業主の皆さまにお知らせしています。

この標準報酬月額や標準賞与額は、被保険者が負担いただく保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。各種通知内容は事業主から被保険者にすみやかに通知することが法律により義務づけられています。

通知書がお手元に届きましたら、被保険者（従業員）に必ず「標準報酬月額」および「給与や賞与から控除される保険料額」をお知らせください。

令和2年4月以降、国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者）の資格は、原則として国内居住者に限定されました。ただし、留学生や海外赴任に同行する方等の日本国内に生活の基礎があると認められる方については、国内居住要件の例外（以下「海外特例要件」という。）として、海外転出後は、海外特例要件の有無に応じて、下表のいずれかにより手続きが必要です。

海外に転出したときは、海外特例要件該当の有無に応じて、下表のいずれかにより手続きを行ってください。**手続きが確認できない場合は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。**なお、手続きは、国民年金第2号被保険者が勤務する事業所（事業主）を経由し、速やかに行ってください。

海外特例要件に該当する場合	海外特例要件に該当しない場合
<p>必要な書類（査証（ビザ）の写し等）を添付のうえ、国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届）により、国民年金第3号被保険者の認定の手続きを行ってください。</p> <p>※ 留学生や海外赴任に同行する方以外にも海外特例要件に該当するケースがあります。詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。</p>	<p>国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届）により、国民年金第3号被保険者資格の非該当（資格喪失）の手続きを行ってください。</p> <p>※ 日本国籍の方は、任意加入の手続きにより、海外転出後の期間についても国民年金に加入することができます。（保険料の納付が必要です。）</p>



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いします。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせ等を随時発信しています。

ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_Kikou





協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

2025年

7月

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

令和7年度 健康づくり講座のご案内 **先着順!(無料)**

従業員の健康づくりに取り組む事業所様のサポートを目的に「健康づくり講座」を開催しています。各講座内容の知識を有した専門家が、皆様の健康維持・増進をサポートします。是非ご活用ください。当講座は、**1社につき2回まで受講可能**です。

詳しくはこちら



「**ひろしま企業健康宣言**」にエントリーしている事業所様が対象です。

まだエントリーされていない事業所様は、この機会に是非エントリーをお願いします!

エントリーはこちら



ご希望の講座を「1つ」選び、太枠の希望欄へ〇印をご記入ください。

講座名	希望欄	実施委託機関
メンタルヘルス (セルフケア)		株式会社 三十八花堂
メンタルヘルス (ラインケア)		
睡眠の質		
生活習慣病予防		株式会社 広島元氣いっぱい プロジェクト
女性の健康課題		
運動 (肩こり・腰痛予防・転倒防止)		
運動 (ヨガ・ストレッチ)		

令和6年度
健康づくり講座の

好評です!

満足度 96%
(満足・やや満足の集計です。)

実施方法

ライブ配信またはビデオオンデマンド
※タブレット等の貸し出しはございません。

開催可能日時

原則月～金(祝日を除く) 9時～17時
(時間: 60分程度)
※ご希望に添えない場合もございます。
予めご了承ください。

申込期限

実施希望日の1か月前まで

開催期間

令和8年3月18日まで

講座を**2回**申し込まれる場合は、**お申し込みの講座ごとに提出**してください。

※お申込後、1～2週間程度を目途に実施委託機関よりご連絡いたします。

必要事項をご記入いただき、**FAX**にてお送りください。



全国健康保険協会 広島支部
TEL 082-568-1011(音声案内②→④)



082-568-1130
※おかけ間違いにご注意ください

事業所所在地	〒					
事業所名称						
電話番号	() -	FAX番号	() -			
メールアドレス	@	事業所記号 (保険証等の記号)				
担当者氏名	参加希望人数	名	希望実施方法 どちらかに〇を付けて下さい	ライブ配信	ビデオオンデマンド	
希望日時※	第1希望	月 日() 時～	第2希望	月 日() 時～	第3希望	月 日() 時～

※希望日時の1か月前までのお申込みをお願いします。

医療機関・薬局に行かれる際は マイナ保険証を ぜひご利用ください

【マイナ保険証】
保険証として登録したマイナンバーカード

過去のお薬の情報や
健診結果をふまえた医療を
受けられる

身体の状態や他の病
気を推測しながら、
より適切な医療が受
診できます。



マイナ保険証のメリット

手続きなしで
高額な窓口負担が不要に

高額な医療費が発生す
る場合、窓口での一時
的な自己負担や、事前
の書類申請手続きが不
要になります。



確定申告の
医療費控除申請が
カンタンになる

マイナポータルのカン
タンな手続きで、領収
書を保管・提出する必
要もなくなります。



マイナ保険証をお持ちでなくても、従来の保険証[※]や資格確認書で受診できます。

[※]お手元の保険証は、令和7年12月2日から使用することができなくなります。(退職等で資格喪失した場合はその翌日から使用することはできません。)

詳しい受診方法の解説動画

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等の解説動画をご覧ください。



YouTube



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください

☎0570-015-369

(ナビダイヤル[※])

平日 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

[※]ナビダイヤルの通話料金は発信者の負担となります
(通話料定額プランの適用対象外です)。

コールセンター対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、
タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、
タイ語、インドネシア語、ネパール語、
ビルマ語、フランス語、ドイツ語、
イタリア語、ロシア語、マレー語、
クメール語、モンゴル語、シンハラ語、
ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

従業員様の健診について お知らせ

生活習慣病予防健診以外の健診を
利用されている事業所様へお願い **定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください!**

定期健診結果データの提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています。ご提供にあたり、
事業者が個人情報保護に関する責任に問われることはありません。

健診結果を提出するメリット

- 1 健診結果に応じた**健康サポート(特定保健指導)**が無料で受けられます! [※]生活習慣病発症リスクが高いと判断された方のみ。
- 2 事業所ごとの健康課題を見える化した「**ヘルスケア通信簿**」にデータが反映されます! [※]40歳以上の健診受診者(被保険者)が10名以上いる場合
- 3 **インセンティブ制度**の評価によって、保険料率の引き下げにつながる可能性があります!

インセンティブ制度
について詳しくは
こちらから



従業員様への周知をお願いします

<保健指導情報の共同利用について>

保健師・管理栄養士等が保健指導を行うにあたり、個人情報(保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース)について、協会けんぽが事業所にお知らせ(共同利用)します。共同利用を希望されない場合は、広島支部までお申し出ください。

詳細は
ホームページを
ご確認ください



協会けんぽ広島支部は移転します



移転日 **令和7年9月16日(火)** ^{※現住所での業務は}
令和7年9月12日(金)までとなります。

新住所 〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階
^{※個別郵便番号のため、郵便番号は変わりません。}

電話番号 **082-568-1011(代表)** ^{※電話番号の変更はありません。}

詳しくは
こちら



協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2025年7月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ **電話番号 082-568-1011(代表)**
はこちら **平日のみ 8:30～17:15**
^{※おかけ間違いにご注意ください}

今月の TOPICS

健康づくりサイクル

協会けんぽでは、健診から始まる「健康づくりサイクル」を推進しています。協会けんぽのサポートを活用して健康状態を確認・改善・維持をしないことはもったいない! 健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう!



詳しくは
こちら

